

副食費（おかず・おやつ等）の免除について

令和元年10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い、私立認定こども園に通う満3歳児から5歳児クラスの子どものうち、以下の要件に該当する子どもについては、副食費（おかず・おやつ等）の支払いが免除されます。

なお、主食費については、従来どおり自己負担となります。

1 対象要件

- ① 世帯年収360万円未満の世帯の子ども
- ② 多子計算（※1）による第3子以降の児童

※1 多子計算

● 幼稚園部 1号認定児童の場合の計算方式

小学校3年生以下の兄弟のみ数えます。

例) 長男：小学4年生、次男：小学校3年生、三男：認定こども園1号認定児童、
四男：認定こども園1号認定児童 の場合

小学校4年生の長男（小4）は多子計算対象外となるため、次男（小3）が第1子、
三男（1号認定児童）が第2子、四男（1号認定児童）が第3子の扱いとなります。

● 保育園部 2号認定児童の場合の計算方式

小学校就学前の兄弟のみ数えます。

例) 長男：小学4年生、次男：小学校3年生、三男：認定こども園2号認定児童、
四男：認定こども園2号認定児童 の場合

小学校就学後の長男（小4）、次男（小3）は多子計算対象外となるため、三男（2号
認定児童）が第1子、四男（2号認定児童）が第2子の扱いとなります。

2 免除通知

市が世帯構成や税情報をもとに判定し、免除対象となる子どもについては、各世帯に通知します。
給食費の徴収事務の取り扱い上、副食費の免除対象となる児童一覧表を保育園に提供しますので、
ご了承ください。

3 免除額

認定こども園の定める副食費の額

（副食費の額については、通われている認定こども園にご確認ください。）

問い合わせ

富士市役所 福祉こども部 保育幼稚園課

直通TEL0545-55-2928

0545-55-2762